

静岡県自立支援医療費(更生医療)支給認定に係る判定事務取扱要領

1 目的

自立支援医療費(更生医療)支給認定に係る判定(以下「判定」という。)事務については、自立支援医療費(更生医療)支給認定実施要綱(平成18年3月3日付け障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「実施要綱」という。)によるほか本要領により行い、もって自立支援医療(更生医療)(以下「更生医療」という。)の適正かつ迅速な判定の実施を図ることを目的とする。

2 判定機関

実施要綱第4の身体障害者更生相談所による更生医療の要否等の判定は、静岡県身体障害者更生相談所(以下「身更相」という。)が行う。

3 更生医療の対象例

更生医療の要否は、障害種別や傷病名のほか、その症例の病態によって個別的に判定されるが、更生医療の対象となる代表的な障害名・傷病名と代表的な更生医療の内容例は、別紙のとおりとする。

4 判定区分等

- (1) 市町長(更生医療に係る支給認定の事務を委任された福祉事務所の長を含む。以下同じ。)は、次に掲げる場合には、身更相の判定を求めることとする。
 - ア 新規に更生医療の支給認定を行うとき(以下「新規の判定」という。)
 - イ 支給認定の有効期間が終了し、再度支給認定を行うとき(以下「再認定の判定」という。)
 - ウ 支給認定の有効期間内において、医療の具体的方針の変更を行うとき(以下「変更の判定」という。)
- (2) 市町長は、実施要綱第3による申請を受理したときは、申請者が申請の資格を有するか否かについて次の要件を確認し、「自立支援医療(更生医療)判定依頼書」【様式第1号】(以下「判定依頼書」という。)により、原則、治療予定期間開始日の3週間前までに身更相に判定を依頼するものとする。
 - ア 身体障害者手帳を所持している18歳以上の者であるか
 - イ 申請月日が身障手帳の交付日以降であるか
 - ウ 医療を実施する部位が身体障害として認定されているか
 - エ 意見書は、指定自立支援医療機関の担当医師が作成したものであるか

5 医師の意見書

- (1) 実施要綱第3の申請に要する医師の意見書は、次の障害ごとに作成するものとする。
 - ア 自立支援医療(更生医療)意見書(肢体不自由用) 【様式第2号の1】
 - イ 自立支援医療(更生医療)意見書(心臓機能障害用) 【様式第2号の2】
 - ウ 自立支援医療(更生医療)意見書(腎臓機能障害用) 【様式第2号の3】
 - エ 自立支援医療(更生医療)意見書(免疫機能障害用) 【様式第2号の4】
 - オ 自立支援医療(更生医療)意見書(肝臓機能障害用) 【様式第2号の5】
 - カ 自立支援医療(更生医療)意見書(その他の障害用) 【様式第2号の6】
- (2) 意見書を作成する医師は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関で更生医療を主として担当する医師又は歯科医師(以下「担当医師」という。)として承認された医師であること。

6 判定の依頼

(1) 新規の判定

- ア 市町長は、申請者が申請の資格を有すると認めたときは、判定依頼書に次の関係書類を

添えて身更相の長に提出すること。（「再認定の判定」及び「変更の判定」においても同じ。）

(ア) 「自立支援医療(更生医療)意見書」(以下「意見書」という。)

(イ) 身体障害者更生指導台帳の写し(又は身体障害者手帳の写し)

(ウ) 事前連絡票の写し(事前連絡票がある場合に限り。)

イ 指定自立支援医療機関は、緊急的に更生医療を行わなければならない医療開始までに判定が間に合わない場合は、「自立支援医療(更生医療)事前連絡票」【様式第3号】(以下、「事前連絡票」という。)を更生医療開始日までにFAXし、市町長は、事前連絡票を受け付けた日から2週間以内に、身更相に判定依頼すること。（「再認定の判定」及び「変更の判定」においても同じ。）

ウ 免疫機能障害に係る判定依頼書を郵送する場合は、「静岡県身体障害者更生相談所長」宛とし、封筒に朱書で「更生医療判定依頼書在中」とし、親展文書で行うこと。

エ 支給認定の有効期間内に指定自立支援医療機関を変更する場合は、新規の判定を要する。ただし、医療の具体的方針に変更がない場合は、承認を受けた期間については、判定があったものとし、身更相の判定は不要とする。

(2) 再認定の判定

ア 市町長は、実施要綱第6の1による再認定の申請を受理したときは、判定依頼書に次の関係書類を添付し身更相の長に提出すること。

(ア) 意見書

(イ) 身体障害者更生指導台帳の写し(又は身体障害者手帳の写し)

イ 指定自立支援医療機関において、緊急かつやむを得ない事情により、支給認定の有効期間を2週間以内でかつ1回に限り延長する必要があると認める場合は、身更相の判定を必要としない。ただし、この場合、指定自立支援医療機関は、「自立支援医療(更生医療)治療経過・予定報告書」【様式第4号】を市町長に提出し、期間延長の承認を求めること。

ウ 腎臓機能障害に対する通院による人工透析療法(血液透析・腹膜透析)の再認定については、自立支援医療(更生医療)意見書(腎臓機能障害用)【様式第2号の3】の記載により障害者に病状の変化及び治療方針の変更がないことを確認ができる場合には、身更相の判定を省略することができる。

(3) 変更の判定

ア 市町長は、実施要綱第6の2による医療の具体的方針の変更の申請を受理したときは、判定依頼書に次の関係書類を添付し、身更相の長に提出すること。

(ア) 意見書

(イ) 身体障害者更生指導台帳の写し(又は身体障害者手帳の写し)

イ 通院の給付判定を受けた者が、入院し更生医療の給付を受ける場合は、期間の長短にかかわらず、医療の具体的方針の変更に該当するので、変更の手続を行うこと。

ただし、入院から通院へ変更する場合で、次の2つの要件を満たすときは、身更相の判定は必要としないので、指定自立支援医療機関は市町長にその旨を記した報告書を提出すること。

(ア) 腎臓機能障害等で通院の支給認定された有効期間内であること。

(イ) 通院の治療内容が入院前に判定した内容と同一であること。

7 判定の実施

(1) 判定は、医師の意見書等による書類判定を原則とし、医学的判定については身更相の嘱託医が行う。

(2) 医学的判定は、医療の対象となる障害の種類、具体的な治療方針、入院、通院回数等の医療の具体的な見通し及び更生医療によって除去軽減される障害の程度について具体的に判断を行うとともに、更生医療に要する費用の概算額の算定を行う。

(3) 身更相の長は、判定の結果を「自立支援医療(更生医療)判定書【様式第5号】」により市町長に通知する。

附則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成26年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にある改正前様式により作成されている用紙は、当分の間調整して使用することができる。

附則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にある改正前様式により作成されている用紙は、当分の間調整して使用することができる。

附則

- 1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にある改正前様式により作成されている用紙は、当分の間調整して使用することができる。